

第二回國会

決

算・委員會

議録

第八号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

理事竹谷源太郎君 理事富田 照君

理事久保 猛夫君

中山 マサ君

平井 義一君

片島 花月

田中源三郎君

高津 正道君

田中 健吉君

後藤 悅治君

田中源康弘君

田中 均君

内閣經理大臣

國務大臣

國務安定期本部

經濟審査官

司波 實君

委員外の出席者

経済事務官

國務官

栗橋 越夫君

田中巳代治君

専門調査員

大久保忠文君

本日の會議に付した事件

○松原委員長 これより會議を開きます。

○行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六〇号)

本日は去る二十五日付託されました。

○船田國務大臣 昨日実は印刷物がございました。それを審議いたしました。ます政府側より提案理由を承ります。船田國務大臣。

ちらで、皆さんにお配りしたは

すだという話だつたのですが、今委員長に承りましたら、その運びになつておりませんので、かりに私どもの方で一日つくりましてお配り申し上げました。また勝写版刷りがござりますので、その改正法律案をまず朗説申し上げます。

行政官廳法等の一部を改正する法律案 行政官廳法等の一部を改正する法律案

法律

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項、經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第百九十三号)附則第三項、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三及び建設院設置法(昭和二十二年法律第二百三十七号)附則第二項中「五月三十日」を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

以上が本法律案の全文ですが、本法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律は、本年五月二日をもつて

行政官廳法等の一部を改正する法律を審議いたします。まず政府側より提

められることとなります。これらは

効力を失うこととなつております。

行政官廳法等の一部を改正す

ます。この件は、本年五月二日をもつ

て、これに代るべき國家行政組織に関

することになります。これは本法律案の内容がございました。

する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律案を提出いたしまして、御審議の上可決を見、これによつて、行政官廳法等の効力を五月一ぱい延長せられたのあります。しかして、この間、内閣は國家行政組織法案を去る五月十日國会に提出いたし、なおこれと併行して、約二十に上の各省設置法案を立案し、提案を急いたのであります。が、諸種の事情のため、予想以上の時間が要することとなり、ためにかりに國家行政組織法案が、五月三十日まで成立を見るにいたしましても、これと一体をなす各省設置法案の全部を同時に制定施行いたしますことは、きわめて困難視せられる事態となつたのであります。事態かくのごとく相なりました以上は、さらに以下の暫定措置を一箇月延長いたし、その間に國家行政組織法案並びに各省設置法案を、十分に御審議いたくこといいたしたいと考えるものであります。これが本法律案を提出いたした理由であります。何とぞ事情御了察の上、速やかに可決せられんことを希望いたします。

○松原委員長 本案に対する質疑はございませんか。質疑は終局いたしましたと認めます。

これより行政官廳法等の一部を改正する法律案を議題として討論に付します。討論につきまして御意見ございましょう。

法律を五月三日から施行することが時間的に困難となりましたので、御承知な

ますその前に、配給の責をその責任者が果したかどうかということをば厳重に審査しなければならない。この審査は、結局配給がよろしくないからである限りそのような官廳の増加は避けられないお考えはないかどうか。

○久保委員 この際本案は討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

すことに御異議ございませんか。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 ただいま久保君から御発議のありました通りに、討論を省略いたしまして、ただちに採決いたしました。

する法律の実績をも親切に調査して、そうして消費者の権利を擁護する一面をも、國家行政組織法案が、五月三十日まで都合により午後一時まで休憩いたしました。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

午前十時五十八分休憩

午後二時十六分開議

○松原委員長 休憩前に引続き再開いたします。

前会に引き続き經濟審査廳法案の審議に入ります。前会は本法律案審議に関して、委員の中から書きあわめて適切なる御発言がありまして、内閣總理大臣並びに經濟安定本部長官の御出席を要求せられました。この際委員長より書きあわせられた重大的な問題である。できることなく解消せないでほしいものは、できる限り免除して自由にするだけの親切がなくてはならぬ。この用意がなければかかる

第三は、統制には限度があるはずである。やるべき統制は嚴重にこれが徹底を期せねばならないが、同時に統制せないでいいものは、できる限り解除して自由にするだけの親切がなくてはならぬ。この用意がなければかかる

統制の眞の意味とは違つたものが現われることになる。従つてこの法律案を審議するためには、統制の根本方針について、特に首相並びに安定本部長官の意見を明らかにお述べ願いたい。

この三つが大体今日までのこの委員会に現われましたる質問の要点だと心得ております。なお漏れました点は出席委員の諸君から補足することに願いまして、以上の三点につきまして、首長並びに安定本部長官から御意見の御発表をお願いいたします。

○芦田國務大臣 ただいま委員長から、委員会の御意向を三箇條にわけて御説明がありました。一々御指摘の点は理由のあることだと思いますが、根本の統制の問題につきましては、すでに御承知の通り、今日のごとく全世界にわたつて需給の関係が崩れており、物と人口との比例が著しく均衡を失つてゐるといふ時代においては、やむを得ざる統制をある程度行つていることは、各國みなその例に漏れません。アメリカのごとき物資の豊かな國においてさえも、必要に應じて相当廣い範囲の統制を行つてゐるのであります。統制なくして全然自由経済のもとに住んでいた國がきわめてまれであるという例を見ても、今日の世界的な經濟危機に際して、各國とも統制制度を実行し、やがてさへも、必要に應じて相当廣い範囲の統制を行つてゐるのであります。統制なくして全然自由経済のもとに住んでいた國がきわめてまれであるといふ

本部の中に、經濟審査廳という特殊の官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになりたい。かように考へておる、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に当らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。かような事情から經濟審査廳を設けまして、比較的教養の高い職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。

○栗橋國務大臣 ただいま總理より説明がございましたが、なお詳しく述べならないと確信いたしておる次第であります。かような事情から經濟安定に關する、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。かように考へておる、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。

○栗橋國務大臣 ただいま總理より説明がございましたが、なお詳しく述べならないと確信いたしておる次第であります。かような事情から經濟安定に關する、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。かのように考へておる、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。

○栗橋國務大臣 ただいま總理より説明がございましたが、なお詳しく述べならないと確信いたしておる次第であります。かような事情から經濟安定に關する、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。かのように考へておる、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。

○栗橋國務大臣 ただいま總理より説明がございましたが、なお詳しく述べならないと確信いたしておる次第であります。かような事情から經濟安定に關する、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。かのように考へておる、そうして從來の形式に流れがちの職員をして經濟審査の仕事に當らしめ、官憲統制の弊害を一掃して、新しい能率的な統制の方法を実行し得るようになります。

ことにもなか／＼関係するところが多いのでございまして、非常に各方面からの研究をいたさなければなりませんけれども、今後も必要でないものについてはどん／＼とはずしていきたい。しかし必要なある方面については励行をしていただきたい。こう思うのでございまして、そういうものにつきましては、监察といふものの結果、実績をも見る必要もございますので、この機関がこういうようにできますにつきましては、その機能をます／＼發揮して必要な統制の執行、必要ならざるものにはこれをするはずといふことの役にも立たせた

間を願います。

○富田委員　ただいま経理大臣並びに安本長官からるる御説明がございまして、先日來私どものお尋ねいたしておられた核心にどん／＼触れていくよ／＼と思ふ次第でござります。

○松原委員長　委員諸君の方から御質問を願います。

○富田委員　ただいま経理大臣並びに安本長官からるる御説明がございまして、先日來私どものお尋ねいたしておられた核心にどん／＼触れていくよ／＼と思ふ次第でござります。

○國税政府委員　経済監察廳法の中の條文として発する命令はまだないのであります。別表のうち臨時物資靈給調整法あるいは食糧の管理法というものがございました。この法規が別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令を経済法令と言ふのだ、こう定義を下されますが、この別表第十に掲げます。

○富田委員　ただいま長官並びに政府委員の方からお話をありました。されどこの第二十八條はどうお思になりますか。いつも規則をおつくりになるときには、予防をするのだ、なるべく罪を犯さないよう——特に提案理由でもつてお示しになりましたときには、経済監察官が統制違反の調査の対象といたしますのは、特に重大な違反事件でありまして、これを調査するのも行政的方法による通常調査を原則とします。やむを得ない場合には行政

げてあります。法令はつきりわかつて、いるわけであります。その政令で指定された法令並びに当該法令に基いてはどん／＼とはずしていきたい。してはどん／＼とはずしていきたい。しかし必要なある方面については、监察をしていただきたい。こう思うのでございまして、そういうものにつきましては、监察といふものの結果、実績をも見る必要もございますので、この機関がこういうようにできますにつきましては、その機能をます／＼発揮して必要な統制の執行、必要ならざるものにはこれをするはずといふこととの役にも立たせた

間を願います。

○富田委員　ただいま経理大臣並びに安本長官からるる御説明がございまして、先日來私どものお尋ねいたしておられた核心にどん／＼触れていくよ／＼と思ふ次第でござります。

○松原委員長　委員諸君の方から御質問を願います。

○富田委員　ただいま経理大臣並びに安本長官からるる御説明がございまして、先日來私どものお尋ねいたしておられた核心にどん／＼触れていくよ／＼と思ふ次第でござります。

○國税政府委員　経済監察廳法の中の條文として発する命令はまだないのであります。別表のうち臨時物資靈給調整法あるいは食糧の管理法というものがございました。この法規が別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令を経済法令と言ふのだ、こう定義を下されますが、この別表第十に掲げます。

○富田委員　ただいま長官並びに政府委員の方からお話をありました。されどこの第二十八條はどうお思になりますか。いつも規則をおつくりになるときには、予防をするのだ、なるべく罪を犯さないよう——特に提案理由でもつてお示しになりましたときには、経済監察官が統制違反の調査の対象といたしますのは、特に重大な違反事件でありまして、これを調査するのも行政的方法による通常調査を原則とします。やむを得ない場合には行政

るけれども、一方で二十八條をどらんになりましたら、どういうふうなことを言つておられるか。「経済警察官は、經濟法令に關するいかなる違反事件についても、又いかなる地域においても、その職務を行うことができる。」

經濟法令に關する違反事件に就いては、いわゆる前に制限されましたが、これでも、この條文を読んで、國民常識からいつて、一般國民大衆はこれを受取つたとき、いかなる違反事件についても、いかなる地域においても、こう言つたら、おそらくすべてといふことを包含しておるよう受取る、これがむしろ國民常識ではなかろうか。こういうものはちゃんと二十八條に出てくるのに、提案理由の御説明をなさるときは先刻申し上げた通りである。

まただいまの長官の説明では、おれは予防をする、つとめて違反の起らぬようにするという。それはごもつともです。東洋流に言へば、目出でて作られ、鼓腹撃帝力われに何があらん、王様のいることを忘れて腹鼓を打つて喜んでおるのが堯舜の時代であります。しかし現実はそんなに甘いものではありません。現実にこの經濟違反のために、法令違反のために幾人の人が泣いておられると思召すか、幾人の人が苦しんでおると思召すか。たゞた人が苦しむのも、その人の苦しこそ自分の苦しみであり、わが子の苦しみであると感するのが政家の氣持でなければならぬ。こういうごまかしな法を規定しておられるということは、私はこの法律を受取つて、そうしてこれを守る立場の民衆の一人としていかにも矛盾を感じざるを得ない、この一点が非常にだだいまの御答弁では不満足であります。

間に対してもお答え申し上げますが、この二十八條の經濟法令と申しますのは、いわゆる前に制限されました經濟法令の意味でございまして、大体これらからいつて、一般に廣い地域にわたつて行われる事とが通常なのであります。したがつて、經濟法令に關する違反事件といったら、經濟法令に關する違反事件といふことが通常なのであります。

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは

検査官の職権を行ふ場合におきましては、普通刑法犯と違います。つまりも政府としては冷たいというよりも温かい心持をもつてこれを施行します。二十八條の規定は、これは



性をもたない、補助者にすぎない、こうしたことになると、警察官が今までのように一生懸命協力しないということが起りはしないかということを心配するのであります。そうなると、今まで十二万五千人の全國の警察官が經濟警備に當つておつたのに、五千人という員数に減ると、經濟統制の確保が非常に困難になります。それに関係する手段があるかどうか、それをして政府はいかよなる対策をおもつておきたいと思うのであります。

なほ第二点として、ただいま富田委員から御質問があつたように、やみのない、いわゆる經濟法令違反の対象になるような事件が起らぬといふ政治をすることが大切である。これに対することが大体である。これに対する具体的手段をとろうと

流通秩序の確立と言ひ、あるいは戦争中いろいろ看板を掲げましたが、いずれも眞に有効適切な、具体的な、流通秩序の確立の大きな風が吹いて、これに抗し得ないような大きな運動の展開せられたということを聞かない。今までどの内閣も、どの政府も、この点については看板を大きく掲げて努力をするようなゼスチニアはするけれども、具体的な適切有効な手を打つたためがないであります。今政府はこの流れで開いたときに考へてある次に展開したい、こうも考へてある次に開くべきでございます。まだ具体的なものにつきましては、開設その他を経ておりませんけれども、私大臣在任中、この國会の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに通秩序を真に確立するような政策を行われるとともに、國民が皆經濟警察官になつたような、そういう空氣をつくられた具体的策を練つて、これを実施する

第三点は、もしも当官廳ができるるにし、國民の協力と理解と啓発をするというような意味におきましては、いたしますならば、この官廳は非常に強い権限をもつとわれくは考えるであります。かつての經濟警察、かつての檢事局刑務部の経済課、これを含むのであります。もしこれが実現した場合は、栗柄安本長官がその長官を兼任いたすのであります。やみの國會の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに大に役立つたのでございます。やみの撲滅の國民運動もこれを官民一体となつてする。しかもこういうような機關で三年間百姓の中へはいつて長者の言ふうなりました。しかし栗柄長官はお考へになると同時に、この官廳に奉仕するところの官吏は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、

第三点は、もしも当官廳ができるるにし、國民の協力と理解と啓発をするというような意味におきましては、いたしますならば、この官廳は非常に強い権限をもつとわれくは考えるであります。やみの國會の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに大に役立つたのでございます。やみの撲滅の國民運動もこれを官民一体となつてする。しかもこういうような機關で三年間百姓の中へはいつて長者の言ふうなりました。しかし栗柄長官はお考へすると同時に、この官廳に奉仕するところの官吏は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、ということを十分部下の方に納得しておきながら、長官から御注意が願ひたまつともな御質問でございまして、私は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、

第三点は、もしも当官廳ができるるにし、國民の協力と理解と啓発をするというような意味におきましては、いたしますならば、この官廳は非常に強い権限をもつとわれくは考えるであります。やみの國會の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに大に役立つたのでございます。やみの撲滅の國民運動もこれを官民一体となつてする。しかもこういうような機關で三年間百姓の中へはいつて長者の言ふうなりました。しかし栗柄長官はお考へすると同時に、この官廳に奉仕するところの官吏は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、

第三点は、もしも当官廳ができるるにし、國民の協力と理解と啓発をするというような意味におきましては、いたしますならば、この官廳は非常に強い権限をもつとわれくは考えるであります。やみの國會の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに大に役立つたのでございます。やみの撲滅の國民運動もこれを官民一体となつてする。しかもこういうような機關で三年間百姓の中へはいつて長者の言ふうなりました。しかし栗柄長官はお考へすると同時に、この官廳に奉仕するところの官吏は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、

第三点は、もしも当官廳ができるるにし、國民の協力と理解と啓発をするというような意味におきましては、いたしますならば、この官廳は非常に強い権限をもつとわれくは考えるであります。やみの國會の非常な協力を得まして、國民貯蓄運動、納税運動等も非常な効果を得まして、この危機を突破するのに大に役立つたのでございます。やみの撲滅の國民運動もこれを官民一体となつてする。しかもこういうような機關で三年間百姓の中へはいつて長者の言ふうなりました。しかし栗柄長官はお考へすると同時に、この官廳に奉仕するところの官吏は、少くとも民主的官僚でなければならぬ、

りますると、他の行政機関に対して非常に干渉をするのじやないか、こういふ危惧を私はもつておるのであります。一條の七号であります、「行政機関の行う經濟法令に関する經濟施策の実施に関する事務の監査に関する事項」、こういふふうなことを盾にとつて、相当干渉がましいことをやるのじやないか。栗柄さんが安本長官になられてから、大部分のあり方についても愛つてきました。こういうことを世間ではいわれますが、しかしどういたしましても、栗柄さんは非常に温かい感じのする方であります。がどうも栗柄さん以外のそこにおられる方々は私は冷いような感じがいたしてしようがない。どうも何となく冷い。こういう冷いような感じを從来與えてまいつた諸君がこれを立案された。そしてこの検察廳をやつていらっしゃいます。そこでこれは安本の分家ではありませんが、これはも安本長官が兼任し得ます。そこでこれは安本の分家でもあるかどうか。この点をひとつ明確にいたしてもらいたい。そうでないとすれば、これは何も安本長官が兼任しないでいいのである。また安本から大量の人間をこの廳に移す。こういうようなつもりでやつておるかどうか。この点を第一点としてお伺いいたしました。

第二点は、經濟検察廳の検察官

に、總理大臣との間の言明によりますと、共産党並びに其産主義者に対する相当な考慮を拂わなければならぬというようなことをおつしやつておる。そこで廳ができました場合には、共産党員などは、あるいは其産主義者を經濟検察廳に御採用になるのであるかどうか。この点をお伺いいたしてお

りますと、他の行政機関に対して非

きたいと思います。

それから供米の問題であります。

この問題には經濟検察官は関与しない、こういうように私は聽きとつたのであります。しかし御答

文の促進には經濟検察官は関与しない、こういうように私は聽きとつたのであります。しかし御答

文を頗る別表には

と之におもしろからざる雰囲気をか

ります。

その他の官憲、特に隠退物資に

対して地方の官憲、特に隠退物資に

の他地方のボスと連絡のある警察官や

官憲が協力しない場合には、その官吏

あるいは公吏を彈劾するつもりである

かどうか。その点もこの際明確にいた

しておかれないと思ふ次第でございま

す。大体申し上げましたことは五つに

あります。されど申しあげましたことは五つに

あります。されど申しあげましたことは五つに

あります。されど申しあげましたことは五つに

あります。

のうちに最もしきらざる雰囲気をか

ります。

その結果供米の問題はこの中に含

ります。

て、その結果供米の問題はこの中に含

ります。

官が彈圧的な態度をもつて臨むのじや

ないかといふことを私は心配いたし

ます。その場合は調査をいたすこと

があります。調査でございま

すから、調査の目的を逸脱しないよう

にいたしてもらいたい。この間も御

承知の通り、全國の農民大会がありま

す。この大会においても問題にな

つておることを私が耳にいたしております。この点を長官から明確にいたし

てもらいたい。

次は警察官吏並びに地方官吏の協力

を求める、こういうことであります

が、私昨年の國会に設けられました隠

退藏物資委員会、さらに不当財産取引

調査委員会の委員になつております

が、この場合において總理大臣並びに他

の大臣が十分に協力させるという」と

いふふうののであります。全部協力

いたさないのであります。しかし御趣旨でございま

すが、職員は、私ども多年の経験によ

りますと、民間人でも相當経験ある

エキスパートを拔擢をいたしまして、

適材を適所に据えたいと思うのであり

ます。しかし実際的にはそれで十分運

用ができると思うのであります。かえ

りますから、その点をここに再確認して、いただ

けます。しかし実際的にはそれで十分運

用ができると思うのであります。かえ

りますから、その点をここに再確認して、いただ

けます。

○栗柄國務大臣　これは考えておら

ねと思うのであります。ただ勧告をす

る。しかしながらこの經濟検

察の趣意から中止をして、明らかに共

産党にはいつているとか、共産主義を

明瞭に支持しているようだ者は、こ

とがいたしてしようがない。どうも何となく冷い。こういう冷いような感じをいたしてしまつた諸君がこれを立案された。そしてこの検察廳をやつしていく。この間も御

点を長官から本日この席上において明確にいたしてもらいたい。この間も御

確にいたしてもらいたい。この間も御

警察官をして場合においては農民を彈圧する、こういう意図のものであるとか、その点の区切りを明確にしていただきたいと思います。

○栗栖國務大臣 安本と物價廳あるいは査察廳というように、いろいろ兼ねてありますけれども、これはおのれの職務を使用する範囲があるのですから、それを逸脱して、いわゆる職権を濫用するというようなことは私はいたさぬということをここに固くお誓いしますとともに、実は安本には、各種の経験者、博識者を集めまして顧問ともいたしており、さらに經理がこれの総裁として一番上にすわつておるのであります。それで、そういう点においては御心配はない。よううに先例をつくるといふことを御子承願いたいと思うのであります。なお各省の問題であります。これは安本の精神から言いましても、各省間の連絡、あるいは政策その他のについての調整をする、あるいは斡旋をするという役であります。各省に干渉をするというような意味は手頭ないのですが、こういうようにも考えておる次第でござります。

○田中(健)委員 私の質問は終りました。

○中曾根委員 私の質問したいと思うことは、今まで委員諸君が質問いたしましたので、私は一点だけ簡単に御質問いたします。それはやはり統制と自らの抑止であるとか、あるいは社会の浪费を防止するとか、そういう点から見ても必要であるし、特にこの間御発表になつたような五箇年計画をやるといふことになれば、所得の合理的な配分にしても、あるいは資本の計画的な蓄積をやるとしても、統制をやつしていくことは物價を引下げて民心を明くるとする、こういう面を切り離して、一方に、指定生産資材の配給規則、あるいは指定配給物資の配給手続規定、あるいは輸送證明規定、そういう具体的な方法について私はもう少し詳細なね考えを承りたい。たとえば需給の見合つ

とのないようを考えたいと思うのであります。なおまた、そういう供米その他の点は、この経済査察といふものには大きいところを押える点が非常にあるのであります。さまで大きなもの、あるいは軽微なもの等につきましては、これは調査などもいたさぬというふうな運用の心得をもつておるのでありますので、その辺は御心配は無用であります。どうう時期におきまして、農民をして食糧の供出を進んでやらすようにすると冷たい官吏によつてそれをしぶらすという点も十分考慮いたしと申します。

○田中(健)委員 私の質問は終りました。

○中曾根委員 私の質問したいと思うことは、今まで委員諸君が質問いたしましたので、私は一点だけ簡単に御質問いたします。それはやはり統制と自らの抑止であるとか、あるいは社会の浪费を防止するとか、そういう点から見ても必要であるし、特にこの間御発表になつたような五箇年計画をやるといふことになれば、所得の合理的な配分にしても、あるいは資本の計画的な蓄積をやるとしても、統制をやつしていくことは物價を引下げて民心を明くるとする、こういう面を切り離して、一方に

あるし、また日本の経済力にも限界があります。こういう点から見て、限界がある。こういう点から見て、限界があります。そこまで大きくなると、それまで大きくなると、それは、これは調査などもいたさぬといふ大だらうと思ひます。その辺は御心配は無用であります。どうう時期におきまして、農民をして食糧の供出を進んでやらすようにすると冷たい官吏によつてそれをしぶらすという点も十分考慮いたしと申します。

○田中(健)委員 私の質問は終りました。

○中曾根委員 私の質問したいと思うことは、今まで委員諸君が質問いたしましたので、私は一点だけ簡単に御質問いたします。それはやはり統制と自らの抑止であるとか、あるいは社会の浪费を防止するとか、そういう点から見ても必要であるし、特にこの間御発表になつたような五箇年計画をやるといふことになれば、所得の合理的な配分にしても、あるいは資本の計画的な蓄積をやるとしても、統制をやつしていくことは物價を引下げて民心を明くるとする、こういう面を切り離して、一方に

あるし、また日本の経済力にも限界があります。そこまで大きくなると、それは、これは調査などもいたさぬといふ大だらうと思ひます。その辺は御心配は無用であります。どうう時期におきまして、農民をして食糧の供出を進んでやらすようにすると冷たい官吏によつてそれをしぶらすという点も十分考慮いたしと申します。

○中曾根委員 私の質問は終りました。

○田中(健)委員 私の質問は終りました。

○中曾根委員 私の質問したいと思うことは、今まで委員諸君が質問いたしましたので、私は一点だけ簡単に御質問いたします。それはやはり統制と自らの抑止であるとか、あるいは社会の浪费を防止するとか、そういう点から見ても必要であるし、特にこの間御発表になつたような五箇年計画をやるといふことになれば、所得の合理的な配分にしても、あるいは資本の計画的な蓄積をやるとしても、統制をやつしていくことは物價を引下げて民心を明くるとする、こういう面を切り離して、一方に

をもそろえまして、こういうものははずしたい、またいはずすとか、いうことを明らかにしまして、政府の意のあるところを國民に知らせたい、こう思うような次第であります。

それからこの公安委員会のようなものがあるが、これはどうかというお話をされますが、これは多少經濟の關係でありますので、実は統制といふと、統制の裏は思惑その他においていろいろなスペキュレーションが行われるといふような点もありますので、実はそういうような委員会制度の組織にはなつておらぬのであります。しかしながら先ほど來申し上げましたように、やみ物資撲滅の運動といふようなものを、この機構の外郭もしくはそれを包みする一つのものとしてつくり、推進をいたしたいと思うのであります。その一翼としては、今お示しのような委員に詮問し、國民の意向を聽き、意見を出してもらうというような点については、その運動の一翼として考えてみたいと思つておるような次第であります。具体的には先ほど來申しましたように、まだ研究中であります、しばらくお待ちを願いたい、こう思つております。

○中曾根委員 瞿栖さんのお答え大分了解したのですが、しかし抽象的に統制をはすすということは、三党政策協定にもあり、總理からもお聞きし、あたんじやわれ／＼としては納得がいかない。この法案が國民の前に出るときには必ずこれ／＼のものははずすのだからゆる人から聞いておる。これを聽いたんじやわれ／＼としては納得がいかない。常な誤解を與える。従つてそらいう點についてもう少しこの委員会に對して

安本としては御配慮を願いたいと思う。その方法は、たとえばその統制關係を

やつておられる責任者をここへよこして、今こういう研究をやつておる、こいつ方針である、先方の意向はこういうものであるというように、これはかなり秘密の面もあるかもしませんし、またスペキュレーションや何かの関係もあるかもしませんが、しかし

ある程度は國會議員を信用していただき、この委員会を信用していただき、なるほど政府が誠意をもつてやつておるんだということを、われ／＼をしておるんだといふことを、わざ／＼を

して納得せしめることが、この法案を通じ上においてキーポイントだと思

う。そういう点について、もう少し誠

意ある御処置が願いたい。

午後三時四十六分散会

〔参考照〕

行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一、議案の要旨及び目的

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律及び建設院設置法は、さきに、その施行期間を五月三十日まで延長したものであるが、これに代るべき國家行政組織法の制定ここで実は私、ほんとうに予算、新物價のことで、今日までほとんどその筋であるいは関係官廳等を往復いたしておりまして、はなはだここに上るのが遅くなりましたがれども、実は本日皆様から御質問の模様その他をお聽きいたしまして、これはもつと懇談会の形式等で、いろいろ今お尋ねの点及び機構の運営に関するわれ／＼の心組の点その他をも、あるいは二回とか三回ぐらいたやつていただきだらどうかと思うのであります。お答えを兼ねまして、これだけひとつお願いをするような次第でございます。

二、議案の可決理由  
國家行政組織法案の審議並びにこれに伴う各省設置に関する法律案等の提案並びにその審議は、なお相当の日子を要するため、これら

の制定、施行に至るまで前記現行法令の規定の効力を存続せしめる必要を認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年五月二十七日

決算委員長 松原 一彦

○富田委員長代理 お詰りいたします  
が、ただいま栗栖安本長官のお話の通りでございまして、いすれ懇談会を開いて、もう少し数回を重ねて、ゆづりお詰合いをいたしない、こういうお話をございますから、今日はこの程

度で散会していかがでありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長代理 ではこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

昭和二十三年七月二十八日印刷

昭和二十三年七月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局